

議案第5号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「15,600円」を「27,600円」に、「12,000円」を「24,000円」に、「6,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員数を確保することを目的として、消防団員報酬を改定し、処遇改善を図るため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和4年3月11日原案可決